

ひたちなか市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等募集要項

1. 目的

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、気候変動適応法第21条に、極端な高温の発生時において市民等が暑さをしのぐために開放する施設として、市町村長が指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の設置（指定）をすることができる旨が規定されました。

ひたちなか市では、市民の命と健康を守り、重大な健康被害を防止するため、公共施設・民間施設問わず熱中症特別警戒情報の発令時において開放するクーリングシェルターの指定を考えております。また、指定させていただいた施設においては、協定書に定める期間中の暑い日に、どなたでも休息できるスペース（以下、「涼みどころ」といいます。）としての使用もお願いしたいと考えております。

本要項は、クーリングシェルターとして協働で取り組んでいただける施設の募集において、必要な事項を定めるものです。

2. クーリングシェルター開放時に実施していただく内容

熱中症特別警戒情報の発表時は、市民が休息できる場所として、当該施設管理者は以下の内容を実施します。

- (1) 施設の利用の有無に拘わらず、暑さから避難する市民が適切に休息できる空間をクーリングシェルターとして開放する。
- (2) 開放期間中に各施設の出入り口や見やすい場所へのクーリングシェルターの案内を掲示し周知する。
- (3) 椅子やソファ、テーブル（既設のもので可）などの準備をする。
- (4) 空調の適切な管理を行う。
- (5) 問い合わせがあった際には飲料購入場所の案内などを行う。
- (6) その他（利用者記入用案内板の設置等）

（※ 熱中症特別警戒情報の発表時以外は、通常営業の支障が出ない範囲において、涼みどころとして、場所の提供のみお願いいたします。）

3. 募集施設

施設の指定においては、次の要件を満たす施設を募集いたします。

なお、指定を受けた施設については、概要を市のホームページ等で公表します。

- (1) 市内の民間施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有していること。
- (3) 協定書に定める期間^{※1}において、熱中症特別警戒情報の発表の際に、クーリングシェルターとして市民等に開放し^{※2}、熱中症特別警戒情報の発表時以外は涼みどころとして開放できること。（涼みどころとしての開放が難しい場合は、事前に市にご相談ください。）

（※1 毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までの間となります。）

（※2 開放時間、開放日は別途指定できます。）

- (4) 必要かつ適切な空間^{※3}を確保できること。（※3 施設の大きさではなく、一度に受け入れることが可能であると見込まれる人数が、10人であれば10人、5人であれば5人が、施設の状況に応じて、同時に適切に空間が確保されること。）
- (5) 受入人数分の避難者が休息できる椅子等が設置されており、休息ができる環境が整っていること。
- (6) 熱中症予防のための飲食（※軽食等）が可能であること。
- (7) 電気使用料等、クーリングシェルター開放等に伴う必要な経費の負担は、施設管理者となることに承諾できること。

4. 応募方法

応募書類

- ・ひたちなか市クーリングシェルター応募用紙
- ・別表 1
- ・別 図

を環境政策課にメール又は郵送で提出してください。

5. 応募先

住所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

宛名 ひたちなか市役所 経済環境部 環境政策課 宛

e-mail kankyo@city.hitachinaka.lg.jp

6. 応募期間

随時

7. 指定までの流れ

クーリングシェルターの指定を受ける施設

- ①応募用紙の受付 ②応募内容の審査 ③協定書締結・クーリングシェルターとして指定
- ④クーリングシェルターの公表 ⑤クーリングシェルターとして運用開始

※応募内容により、市の指定ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

8. クーリングシェルター協定に係る登録の解除

協定及び登録を解除する場合には、当該期間の満了の1か月前までに解除の旨を申し出る必要があります。申し出がない場合には、同一の条件で継続されているものとみなされます。以後も同様とします。

【お問い合わせ先】

ひたちなか市役所 環境政策課

電 話 029-273-0111 内線 3312

F A X 029-272-2435

e-mail kankyo@city.hitachinaka.lg.jp